

# 告 示

## 埼玉県教委告示第十六号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第一項の規定による技能教育のための施設の名称の変更に係る届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

一 名称を変更する技能教育のための施設の名称

K T C 中央高等学院 大宮キャンパス（埼玉県さいたま市大宮区大門町三丁目百五十番地二）

二 変更の内容

| 変更事項  | 変 更 前                   | 変 更 後                     |
|-------|-------------------------|---------------------------|
| 施設の名称 | K T C 中央高等学院<br>大宮キャンパス | K T C おおぞら高等学院<br>大宮キャンパス |

三 変更年月日

平成三十年四月一日